

行政が活用する情報の質の向上に関する検討

—Information Quality Act とそれに関わる取り組みを材料として—

壬生 裕子

概要

根拠に基づいた政策の形成・実施の必要性に関する国際的な認識が広がり、行政が収集・加工・修正する情報が多様で多量となっている今日において、行政が活用する情報の質を確保することは政策形成・実施に関する説得力を高めるうえで重要な課題となる。本稿はそのような状況を踏まえ、とくに日本の行政が活用する情報の質を向上させるために取り組むべき点を検討することを目的とするものである。

検討の材料として、アメリカ合衆国で制定された Information Quality Act¹（情報品質法、以下 IQA とする）に着目する。この法律は、Office of Management and Budget（行政管理予算局、以下 OMB という）に対し、連邦政府の省庁が利用する情報の質を高めるためのガイドラインの制定を、連邦政府の省庁に対し、利用する情報の質を高めるためのガイドラインの策定とガイドラインを満たさない情報により影響を受ける人々がその修正を求めるための手順の確立を、省庁の長官に対し、寄せられ修正要求の数とそれへの対応策について定期的な報告を求めるものである。

本稿では、OMB および教育省が作成したガイドラインと教育省の取り組み内容を踏まえ、日本の行政が収集し提供する情報の質を向上させる方策として、行政内部における情報の取り扱いに関するルールの設定と行政が提供する情報に対する関係者からのフィードバック回路の構築について検討する。

1. はじめに

本稿は、行政が収集・加工・提供する情報の質の重要性に着目し、とくに日本の行政が情報の質を向上させるための方策について考察するものである。検討の材料として、アメリカ合衆国で制定された IQA とそれに基づく Office of Management and Budget および連邦政府の省庁のうち教育省のガイドラインを用いる。

本稿で行政が活用する情報の質の向上に着目する理由は、根拠に基づいた政策の形成・実施の必要性に関する国際的な認識の広がりにある。政策形成・実施は、客観的な根拠をもとにすすめられ、透明かつ説明可能なものであることが望ましいということであり、ここでいう根拠、言い換えれば裏付けとして用いるものが、情報である。

今日、政策の形成・実施において行政が活用する情報は多様で多量である。昨今の情報技術の進化、流通する情報量の増加により、行政を取り巻く情報環境は大きく変化している。パソコン・庁内 LAN 環境の整備が進み、外部にある情報にアクセスし検索することが容易になった。情報技術を利用したデータベースの整備により情報のストックが充実するとともに、収集した情報の加工・利用の方法も多様になった。加えて、行政が提供することができる情報の内容は多様化、量は増加し、ビッグデータの提供も少しずつ進められている。

このような状況においては、行政が活用する情報の質を確保することが、政策形成・実施に

¹ アメリカでは Data Quality Act と呼ばれることもあるが、本稿では Information Quality Act で統一する。

関する説得力を高めるうえで重要な課題となる。しかし、日本の行政がさまざまな場面で利用し、国民・市民に提供する情報の質とそれを担保するための方策については、まだまだ検討する余地が大きいといえるのではないだろうか。

以上の問題意識を踏まえ、本稿では、IQA とそれに基づいて作成された OMB ガイドラインの概要および教育省が策定したガイドラインと取り組み内容に着目し、そこから導出される行政が収集し提供する情報の質を向上させるために検討すべき方策として、行政内部における情報の取り扱いに関するルールの設定と行政が提供する情報に対する関係者からのフィードバック回路の構築についてとりあげ、考察を加えたい。

なお、情報とその質についてはさまざまに定義・説明されるが²、本稿では後述する OMB のガイドラインに基づき、情報はテキストや数字、グラフ、地図等すべてのメディアや形式で表現される事実もしくはデータのような知識の伝達及び表現すべてと考える。情報の質は、有効性（利用者にとって有用であること）、客観性（形式と実質ともに正確で、信頼性が高く、偏りがないこと）、完全性（改悪・偽造がないこと）の三つにより検討されるものとする³。

2. Information Quality Act と OMB ガイドライン

2.1 Information Quality Act の概要

本稿で着目する IQA は、アメリカ合衆国 Treasury and General Government Act（財務・一般政府歳出法）のセクション 515 として 2002 年 12 月に制定された。OMB に連邦政府の省庁

が利用する情報の質を高めるためのガイドラインの策定を、各省庁には情報の質に関するガイドラインの制定と、省庁が維持し提供する情報が OMB のガイドラインを満たさない場合、それにより影響を受ける人々がその修正を求めることができるような行政的なメカニズムの確立、さらに省庁の長官に対し、省庁が用いる情報に関する苦情の数とそれへの対応策について、定期的な報告をもとめるものである⁴。

インターネットが普及した今日において、連邦政府はより多くの情報を提供できるようになった。議会も、1995 年に制定された Paperwork Reduction Act（文書業務削減法、以下 PRA という）等で行政による情報の積極的な提供を促してきた⁵。行政による積極的な情報提供は多くの利益を社会に与えるだけでなく、提供される情報の質によっては社会に悪い影響を与える可能性が高まることを意味する⁶。情報の質に関する一定の基準を明らかにし、それに合致しない情報を改善する取り組みを促すために定められたのが IQA であるといえる⁷。

他の法令との整合性という点からは、IQA は先述の PRA を修正するものとされる。PRA は、連邦政府が公共的な情報を提供する際にガイドライン等を適用するように促し、それを監視することを OMB に求めていた。また、省庁内外のすべての利用者のために、情報源に関する情報の完全性、質、有効性を改善することも省庁に要求していた。それゆえ、IQA はこれまでの法令や法令で定められていない点を補うものであると考えられる⁸。また、Freedom of Information Act（情報自由法）は、省庁に一定の調査データを維持し、要求があればデータへのアクセスを可能にすることを求めている。このことと IQA は互換性があり、ともに質の高い政府情報の利用を促進するものであると OMB は認識している⁹。

² たとえば、McDonough (1963) pp.70-76、関口 (2013) 61 頁参照。

³ Office of Management and Budget (2002) pp.8459-8460.

⁴ Treasury and General Government Act section 515.

⁵ PRA については、古賀 (2000) を参照のこと。

⁶ Office of Management and Budget (2001).

⁷ IQA の評価については、Stratford (2002)、Conrad (2003) を参照のこと。

⁸ Copeland and Simpson (2004) pp.1-2.

⁹ *Ibid.*, p.4.

2.2 OMB ガイドラインの概要

OMB は、IQA の要求を受けてガイドラインを作成するにあたっていくつかの原則を掲げた¹⁰。一つめが、さまざまな政府の情報提供活動に適用できるガイドラインを作成することである。そのために、省庁が情報提供に用いるすべてのメディアに適するような包括的なガイドラインとし、印刷版や電子版、その他の形式での準備がすすめられた。

二つめが、省庁が基礎的な情報の質を満たすことができるようなガイドラインを作成することである。そこでは、より高い質もしくは特定の質を満たすことが求められる情報があること、情報の質を高めるためにはコストがかかることから、省庁は情報の質を高めるうえで必要となる費用と便益を検討したうえで、それぞれ維持すべき情報の質のレベルを考えるべきであるとした。

三つめが、省庁がガイドラインの内容を常識的に実行できると受け入れられるものとすることである。各省庁には、自ら策定したガイドラインが OMB のそれと矛盾していないかを保証すること等が求められた。

三つの原則を踏まえ、OMB のガイドラインは、OMB の責任、省庁の責任や取り組むべき内容、求められる報告内容、用語の定義により構成されている。ここでは、省庁の責任、取り組むべき内容、求められる報告内容を紹介したい¹¹。

OMB のガイドラインは、各省庁に次の三つを求めた。一つめが、ガイドラインが公表されて1年以内に、情報の質に関する省庁独自のガイドラインを作成することである。提供する情報の性質や提供するタイミングによって求められるべき質のレベルが異なるため、省庁は自らが提供する情報をいくつかのカテゴリーに分け、それに応じた質の標準を定めることが必要とされた。

また、省庁の情報源を適切かつ効率的にマネジメントするために、情報を提供する前にその質を再度確認するためのプロセスを発展させるべきとした。省庁は、情報の創造、収集、加工、

提供を含むすべてのプロセスにおいてその質を重要なものとして扱うことが求められた。この再確認のプロセスは、2002年10月1日以降の省庁の最初の情報提供から適用されるべきとされた。

具体的な手順としては、省庁はガイドラインの順守状況に責任をもつ者を任命し、2002年4月1日までに省庁の情報の質とガイドライン、そしてガイドラインがいかに省庁の提供する情報の質に役立つかの説明を加えた報告書の草稿を準備し、Federal Register (連邦官報) 上で公表するとともに、省庁のウェブサイト上でパブリックコメントを実施することが求められた。また、その結果を受けて適切な修正を加えたうえで、2002年7月1日までに草稿を OMB に提出し、OMB のガイドラインとの一貫性に関する確認を受け、2002年10月1日までに Federal Register で公表するとともに、各省のウェブサイトに掲載しなければならないとされた。

二つめが、OMB のガイドラインを満たさない情報を対象として、その情報により影響を受ける人々が修正を求め、修正につなげるための手順を構築することである。この手順は、提供する情報の質や適時性を踏まえ、柔軟かつ適切なものであること、省庁の情報源に関するマネジメントや実務に合った具体的なものであるべきとされた。この手順も2002年10月1日以降に省庁が提供する情報に適用し、2002年4月1日までに準備する草稿において詳細に説明することが求められた。

さいごに、OMB のガイドラインで定められた事項に関して各省庁が受け取った苦情の数とその性質等の報告を OMB 長官に行うことである。とくに OMB のガイドラインの順守状況と、寄せられた不満をどのように解決したのかに留意して、質と量双方の情報の提供が求められた。また、報告は会計年度ごとに行うものとし、最初の報告は2004年1月1日までに提示するものとされた。

¹⁰ Office of Management and Budget (2002) pp.8452-8453.

¹¹ *Ibid.*, pp.8458-8459.

3. 教育省の取り組み¹²

3.1 教育省ガイドラインの概要

教育省は、IQA および OMB のガイドラインをもとに自省のガイドラインを作成するにあたって、省の政策や手続きを踏まえ、内部の手続きに沿った、省の目標を示すものとなるよう配慮している。また、省のガイドラインに加え、室ごとのものも作成している。

ガイドラインにおいて教育省が提供する情報は、教育施策に関する一般的な情報、調査研究やプログラム評価に関する情報、施策実施上のデータ、統計的なデータの四つに分類された¹³。教育施策に関する一般的な情報とは、データ表や、施策、サービス、だれがどこでサービスや支援を受けることができるかに関する説明、特定のプログラムやサービスに関する評価レポートや調査結果をいう。調査研究やプログラム評価に関する情報とは、調査結果や方法に関する詳細な報告や雇用の手続きに関する報告、プログラム評価の結果をいう。施策実施上のデータとは、州、学校区、学校からの記録を集計したものをいう。統計的なデータとは、施策実施上のものではないデータの集計、データの隙間もしくは必要な情報をえるという特定の目的をもった調査の集計をいう。

さらに教育省が考える情報の質について、有用性、客観性、完全性の三つの要素から説明するとともに、有用性および客観性については情報の分類ごとの留意点を明確にしている。有用性は、意図する利用者のニーズに合った情報を提供することを差し、情報がはっきりと理解できるものであること、また必要に応じて、実際の範囲において、外部の利用者が情報を作り出すステップを再現させることができるという「再現可能性」が重視される。よって、すべての情報は正しい文法、平易な英語で記載すること、情報の対象者を明確に定義し、その対象者にわかりやすい情報とすること、適切な時に情報を必要とする者が利用できるようにすること

が求められる。情報の分類ごとにみると、たとえば教育施策に関する一般的な情報は、明瞭かつ読解可能な説明とすることが求められる。

客観性は、情報の正確性、信頼性、公平性について言及するものである。信頼のできる情報源を用いること、情報に応じて適切な技術を用いることで達成されると考えられる。また、客観性は情報の内容と形式それぞれで重視すべきもので、内容面では、使われたすべての情報の出典や情報の質に影響を与えるかもしれない情報源の間違いに関する説明を含むべきとされる。形式面では、利用者がその意味を簡単に理解することができるように、明確で適当な文脈であることが求められる。たとえば調査研究やプログラム評価に関する情報については、目標や目的の明確化や信頼性の確保はもちろん、データにより支持される結果を表明すること、可能であれば情報源を明示すること、ピアレビューを実施すること等が要求される。

完全性は安全性もしくは不正なアクセスや修正から情報を守ることに關するものである。教育省は情報の収集、利用、提供に際して、不正な公開や変更、紛失、破壊から守るよう努めるとしている。すでに省は個人を特定できるような情報を収集し、維持する際の保護手段をとっており、個人を特定できるような情報を含む行政上の記録やサンプルサーベイのデータ、とくに秘密保持の制約のもとで収集したデータを高度に保護している。また、プライバシーに関するデータと連邦政府のプログラムの遂行に影響する情報を紛失、悪用、暴露、修正から守るために、これらの情報を有するすべての連邦コンピューターシステムを保護するためのセキュリティプランを運用している。

ガイドラインでは、ほかにも、とくに影響力の大きい情報についてはより高い質を確保するよう求めるとともに、再現可能性を要求している。また、教育省における個々のプログラムにおいて科学的、財政的、統計的な情報の影響が大きいとし、これらのデータの再現可能性を保証するとしている。プライバシー、知的所有権、

¹² 教育省 <http://www2.ed.gov/policy/gen/guid/infoqualguide.html> 参照。

¹³ 雇用記録等の省内の情報、省内のマネジメントに用いられるマニュアル等、国民に提供することを目的としない情報はガイドラインの対象としないことも明らかにされている。

秘密保護の観点から国民のアクセスが制限される場合には、省は分析結果や文書に対してとくに厳しくチェックを加えるとしている。

3.2 情報修正のための手順

IQA および OMB のガイドラインが求めるとおり、教育省は 2002 年 10 月 1 日から情報の提供により便益を得たり害を受けたりした関係者による、情報の修正に関する要求を受け付けることとなった。この手順は、国民による情報修正の要求、省内における要求の検証と対応策の検討、要求者への回答、省の回答に満足できない場合の不服申し立ての四つのステップによりすすめられる。まず、情報修正の要求は文書もしくは E メールで送付することができる。そこには要求者の氏名、メールアドレス、電話番号や所属等を記載するとともに、省や OMB のガイドラインに沿っていないと考える情報を明らかにしなければならない。修正すべきとされる情報が要求者に与える影響および修正されるべき理由の説明も必要となる。なお、ここで立証責任は要求する側にあるとされる。

要求を受けた長や情報担当者は内容を検討し、要求が手続き上必要な情報を含んでいるかどうかを確認する。もし不十分な点があった場合は、要求者に加筆修正をもとめる。要求が明確で手続き上必要な事項を満たしている場合、情報担当者は適切な部署に回答を指示し、部署は修正すべき正当な理由の有無と採用できる修正方法を決定することになる。修正の方法は情報の性質や適時性、情報利用におけるエラーの重要性、エラーの大きさ、修正に必要となるコスト等を考慮して決定される。

教育省は要求を受けてから 60 日以内に回答することが求められる。要求が明確で手続き上必要な事項を満たしていれば、省の回答は検討結果もしくは検討に更なる時間が必要になること、その理由と追加的に必要な時間となる。省内の適切な部署がどのような対策が必要かどうかを決定し、もし不備があった場合には適切な修正の程度を決定する責任を負う。要求に不十

分な点があった場合、要求者は明確な情報を追加することが許され、回答の期限は詳細な情報を受け取った時点から計算されることになる。

省からの決定に対して要求者が不満を持った場合、回答を受け取ってから 30 日以内に不服申し立てを行うことができる。その際には、要求、省の決定それぞれの文書のコピーに加え、なぜ省の決定を不適切と考えるのかを説明する文書を提出することが求められる。

なお、教育省は、情報の利用者に、正式に修正を要求する前に提供される情報の担当者に相談することを求めている。彼等は利用者が情報について理解したり、修正の手続きを利用することがふさわしいかどうかを決定したりすることを助ける役割を担う。

3.3 情報の修正要求と対応策に関する報告

教育省の WEB によれば、2003 年度に 1 件、2011 年度に 1 件の要求が提出されている¹⁴。2003 年度の要求は、2003 年の 2 月 26 日に受け取られ、修正は不要と回答、不服申し立てもなされたが、再度修正は不要という結論が出されている¹⁵。

4. 情報の質を向上させるために検討すべき点

4.1 行政内部における情報の取り扱いに関するルールを設定

教育省は IQA と OMB が策定したガイドラインを踏まえ、提供する情報を教育施策に関する一般的な情報、調査研究やプログラム評価に関する情報、施策実施上のデータ、統計的なデータの四つに分類し、それぞれについて有用性、客観性の要素ごとに求められる事項を明確にした。このように、行政内部における情報の取り扱いに関するルールを設定することで、収集・加工・提供する情報の質を組織的に向上させることができるようになる。たとえば政策実施に

¹⁴ 教育省 <http://www2.ed.gov/policy/gen/guid/iq/corrections.html> 参照。

¹⁵ United states Department of Education (2003)。

際して集積した情報や調査により収集する情報をどのように扱うかは、それに携わる職員の理解や経験により異なる可能性が生じる。ルールを作成し、情報の収集・加工・調査に携わる職員間で共有することで、組織的に貫して情報の質を向上させることが可能となるのである。

日本では、行政が扱う情報のうち個人情報については個人情報の保護に関する法律で定義され、行政機関における個人情報の取扱いについては行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律で基本的な事項が定められている。『行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針』では、情報システムで取り扱う保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等を使用して権限を識別する機能を設定する等、アクセス制御のために必要な措置等を講ずることとされている。また、法律の施行状況を的確に把握し、制度の適正かつ的確な運用に資するために、総務省が行政機関や独立行政法人を対象として毎年度調査を行っている¹⁶。

統計についても『公的統計の品質保証に関するガイドライン』で、質を構成する要素が整理され、これらの要素を品質表示・評価を行う上での指標とすることが定められている。要素は多くの国及び国際機関において採用される等、一定の普遍性を有していると考えられる要素である「主要要素」と、その他品質保証を行う上で必要と考えられる要素の「補足的要素」に区分され、前者としてニーズ適合性、正確性、適時性、解釈可能性・明確性から、後者として信頼性、整合性・比較可能性、アクセス可能性、効率性が示されている。

教育省の例からも明らかなように、取り扱う情報の種類によって有する特性は異なり、質を向上させるために注意すべき点も異なる。日本においても、行政が活用する情報の質の向上のために、省庁や部署ごとに活用する個人情報や統計以外の情報をその特性を踏まえて分類するとともに、特性に応じた取り扱いに関するルールを明らかにし、職員間で共有することが必要ではないだろうか。なお、その後のさらなる取り組みとして、ピアレビューの実施やチェック

を担当する部署の設置によりルールを徹底させることも検討したい。

4.2 行政が提供する情報に対する関係者からのフィードバック回路の構築

教育省では IQA および OMB のガイドラインを踏まえ、教育省が提供する情報により便益を得たり害を受けたりする個人や法人から、情報の修正に関する要求を受け付ける仕組みを構築している。教育省の報告にみられるとおり、結果として必ず修正が加えられるとはいえないが、関係者を巻き込んだこのようなやりとりは、行政と行政が提供する情報の質に対するチェック機能として一定の役割を果たすと考えられる。

日本の行政で部分的に類似する制度としては、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律にもとづく訂正請求制度、利用停止請求制度と行政手続法に定められたパブリックコメントが考えられる。行政機関の保有する個人情報保護に関する法律でいう訂正請求制度、利用停止請求制度によれば、開示を受けた個人が自分に関する個人情報の内容が事実でないと思ったときは、訂正を請求することができる。また、不適法な取得や利用又は提供が行われていると思ったときは、利用停止を請求することができる。請求は、開示を受けた日から 90 日以内に、開示を行った行政機関の長や独立行政法人に対して訂正請求書もしくは利用停止請求書を提出して行う。訂正請求に理由があると認められるときは、保有する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で訂正が行われる。利用停止請求の場合は適正な取り扱いを確保するために必要な限度で利用の停止等が行われ、通知された決定内容に納得がいかない場合は、不服を申し立てることができる¹⁷。

ここでいう請求から不服申し立てまでの流れは、教育省の情報修正のための手順と大きく異なるものではない。しかし、何より対象が個人情報に限定されており、行政が提供するその他の情報の修正を求める機会を設ける制度ではない点、対象が個人情報に限定されていることも

¹⁶ 総務省 (2014c) 参照。

¹⁷ 総務省 (2015) 参照。

あって、「省や OMB のガイドラインに沿っていない」ことに対する客観的な検証に基づく要求ではない点に大きな違いがある。

一方、パブリックコメントは、行政が政令や省令等を定めようとする際に、事前に広く一般から意見を募り、その意見を考慮することにより、行政運営の公正さの確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に役立てることを目的とするものである。その方法については行政手続法第 38 条から 45 条に定められる。パブリックコメントの対象となるものは政令、府省令、処分の要件を定める告示、審査基準、処分基準、行政指導指針である。それらについて案を提示し、原則 30 日以上とされる期限内に意見を募集、意見を考慮して策定、意見の考慮状況を含めた結果を公示するという手続きを踏む¹⁸。

パブリックコメントは、あくまで提示された案に対する意見を求めるものであり、案を検討する材料や根拠として用いた情報までを対象とすることはほとんどない。加えて、その対象が政令や府省令等限定的である点、また、意見の受付期間が限られているうえに、省や OMB のガイドラインのような基準がなく、その意見をどの程度案に反映させるかにおいて行政の裁量の余地が大きい点に違いがある。

日本においても、個人情報や法令等の制定時に限らず、行政が提供する情報に対する関係者からのフィードバック回路の構築・運用を検討してはどうだろうか。行政自身では気付かない情報の不備や間違いに気づき、情報の質の改善につなげることができるだけでなく、行政内部における情報の取り扱いに緊張感をもたせるという効果が期待できる。換言すれば、このような回路は関係者の権利を守り、行政が提供する情報の質を向上させるとともに、客観的に情報の質を監視するという役割を果たすということである。

5. まとめにかえて

本稿では、アメリカの IQA に関連した取り組みを参考に、日本の行政が収集・加工・提供する情報の質を向上させるための方策として、行政内部における情報の取り扱いに関するルールの設定と行政が提供する情報に対する関係者からのフィードバック回路の構築をとりあげ、考察を加えた。この二つは、互いに補完し合うものでもある。回路を機能させるには、修正の対象となる情報を確定させ、実際の修正の必要性の有無を決定するための基準を欠くことができない。行政における基準の遵守を促すうえで、回路に基づく行政外からのフィードバックは大きな役割を果たす。

日本においては、行政が利用する個人情報に関しては、個人情報の保護の観点からではあるが、行政内部における情報の取り扱いに関するルールが明らかであり、本人からの訂正請求、利用停止請求の機会が確保され、手順が整えられている。公的統計の基準作成といった部分的な取り組みはすすめられているものの、行政が扱う情報の質の確保という点から、より幅広い情報を対象とした取り組みを検討する余地は大きい。個人情報保護法の制定により個人情報の取り扱いに関する意識が高まったように、このような取り組みをすすめることが、情報の質の向上に対する行政や国民・市民の意識を変えること、さらには根拠に基づいた政策の形成・実施にもつながるのではないだろうか。

さいごに、本稿では、IQA に基づく教育省以外の省庁の取り組みについて検討することができなかった。アメリカにおける今日的な状況や課題を追跡し、日本において行政が活用する情報の質の向上につなげるためのさらなる検討材料を提供することとあわせて、今後の課題としたい。

¹⁸ パブリックコメント制度について http://www.e-gov.go.jp/help/public_comment/about_pb.html 参照。

参考文献

- Argyrous, G. ed. (2009) *Evidence for Policy and Decision-Making*, UNSW Press
- Bogenschneider, K. and Corbett, T. J. (2010) *Evidence-Based Policymaking*, Taylor and Francis Group, LLC
- Conrad Jr., J. W. (2003) "The Information Quality Act – Antiregulatory Costs of Mythic Proportions?," *Kansas Journal of Law and Public Policy*, pp.521- 557.
- Copeland, C. W. and Simpson, M. (2004) "The Information Quality Act: OMB's Guidance and Initial Implementation," *CRS Report for Congress*, The Library of Congress
- McDonough, A. M. (1963) *Information Economics and Management Systems*, New York, McGraw-Hill 松田武彦・横山保監修、長坂精三郎訳 (1965) 『情報の経済学と経営システム』 好学社
- Stratford, J. (2002) "Computerized and networked government information column U.S. Data Quality Act," *Journal of Government Information*, 29, pp359-364
- Government Accountability Office (2006) *Information Quality Act: Expanded Oversight and Clearer Guidance by Office of Management and Budget Could Improve Agencies' Implementation of the Act*
- Office of Management and Budget (2001) *Guidelines for ensuring and Maximizing the Quality Objectivity, Utility, and Integrity of Information Disseminated by Federal Agencies*
- Office of Management and Budget (2002) "Guidelines for ensuring and Maximizing the Quality Objectivity, Utility, and Integrity of Information Disseminated by Federal Agencies; Republication," *Federal Register*, Vol.67, No.36, pp.8459-8460.
- United states Department of Education (2003) *FY 2003 Report on Information Quality Requests and Related Activities*
- 古賀崇 (2000) 「アメリカ連邦政府における情報資源管理政策の変遷—書類作成軽減の手段から電子政府の基盤へ—」『レコード・マネジメント』No.40、9-16 頁
- 岡本哲和 (2003) 『アメリカ連邦政府における情報資源管理政策—その様態と変容—』関西大学出版部
- 関口恭毅 (2013) 『情報品質 データの有効活用が企業価値を高める』日本規格協会
- 総務省 (2011) 『公的統計の品質保証に関するガイドライン 改定』
- 総務省 (2014a) 『公的統計の整備に関する基本的な計画』
- 総務省 (2014b) 『行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針』
- 総務省 (2014c) 『行政機関等が保有する個人情報の管理状況の点検結果』
- 総務省 (2015) 『行政機関と独立行政法人等の個人情報保護』

参考 URL (最終検索日：2015年12月15日)

- U.S. Department of Education, Information Quality Guidelines
<http://www2.ed.gov/policy/gen/guid/infoqualguide.html>
- パブリックコメント制度について
http://www.e-gov.go.jp/help/public_comment/about_pb.html